～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

新年度が始まって1カ月が経過するね。新生活をスタートした人も多いんじゃないかな。「引越しをしたら、どこで投票をするのか」確認してみよう。

NO.33

まず、選挙で投票するには、18歳以上であること以外に「選挙人名簿」に登録されている必要があります。

「選挙人名簿」は住民票のある市区町村で作成されるので、新住所地に住民票を移してから引き続いて3カ月以上住んでいることが必要です。住民票を移してから3カ月経っていない場合は、旧住所地で投票することになります。

事情によって、選挙のときに「選挙人名簿に登録されている住所地」に戻れない方のための投票方法があるよ。
そのときは、選挙管理委員会に確認してみよう。

笛吹市選挙管理委員会　笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎ 055(262)4111